

	<h1>全国センター通信</h1>	毎月1日発行 年額1,500円(送料込、会員は会費を含む) 〒113-0034 東京都文京区湯島2-4-4 平和と労働センター・全労連会館6階 発行責任者: 岩永千秋 Tel (03) 5842-5601 Fax (03) 5842-5602 http://www.inoken.gr.jp e-mail: info@inoken.gr.jp
---	-------------------	--

大切なのはいのち・健康～いま学び、語り、伝えよう～

第5回健康で安全に働くための交流集会を開く

全国センターは、10月20日～21日、琵琶湖グランドホテルで第5回健康で安全に働くための交流集会を開催しました(写真)。71人が参加しました。

“職場での労安活動の前進”を主眼に

開会にあたって川口英晴実行委員長があいさつ。これまでの「交流集会」を振り返り「あらためて、職場での労働安全衛生活動の前進」を今回の集会の主眼としたことを述べ、具体的に職場で安全衛生活動をどう進めていくのか、単産や地方センターとしてどう援助していくのか論議し、具体的ヒントを持ち帰ろうと提起しました。

いの健活動の重要性を確認

北海学園の川村准教授が「人間らしい労働の実現に向けて一北海道での取り組みから考える」をテーマに記念講演。(詳細2頁)。

「私と労安活動、いの健運動～労安活動を取り組んで、何が労働組合じゃ～」と題して木下恵市全国センター参加が特別講話を行いました。27歳の時に組合員が失明する労災事故に遭遇。「この子の目を返してくれ」と家族に言われたことが原点になっていること。それ以来「朝元気に家を出た労働者が、元気なままで帰宅させるのは事業者の責任であり、それをチェックし、見届けるのが労働組合の役割である」ことを基本としてきたことが述べられました。「三池闘争」から50年、「労安法制定」40年の節目に「いの健」運動の前進、労組の社会的役割が求められていることが強調されました。

職場での安全衛生活動推進の実例を報告

指定報告は、職場での労安活動の推進例について3つの取り組みの報告を受けました。1つ目は、福祉保育労東海地本から。職業病認定闘争から予防にも力を入れ、安全衛生の意識を経営者にも発信し続け現在は24園1法人で産業医配置が実現しています。2つ目は、滋賀民医連から。作業療法士の頸肩腕障害の労災認定をきっかけに、2002年に県連として



統一の安全衛生活動を開始。ノーリフティングの理念の徹底と研修を積み重ね、09年検診での腰痛休業者ゼロを達成し現在更新中です。

指定報告の最後は、全日赤・日赤医療センター第1労組から労働組合員としての安全衛生委員活動について報告がありました。(詳細3頁)

参加型のワークショップでテーマを深める

集会では、初めてワークショップを導入。5班に分かれて「職場での労安活動を進めるため何が必要か」をテーマにKJ法で取り組みました。班ごとにテーマを決め、「体制づくり」「学習活動」などをポイントとし、労組としての位置づけについてあらためて決意する場となりました。

実践を積み重ね、成果をもって集まろう!

各班の発表のあとは、韓国緑色病院労働環境健康研究所所長の任氏から韓国の労働災害の現状と研究所の紹介を受け、最後に田村副理事長からまとめのあいさつ。集会で得た知識や決意を実践し、成果を持って次回集会に集まろう!と呼びかけました。

(全国センター 岡村やよい)

〈今月号の記事〉

健安集会記念講演	2面
安全衛生活動の交流(第15回)	3面
各地・各団体 北海道/兵庫/九州/ 過労死防止基本法/建交労/じん肺キャラバン/ 広島	4面～6面
東日本大震災から1年半・石巻視察	7面
化学工場の爆発災害と安全対策	8面

人間らしい労働の実現に向けて—北海道の取り組みから考える

第5回健康で安全に働くための交流集会記念講演(大要)

第5回健康で安全に働くための交流集会では、川村雅則北海学園大学准教授が「人間らしい労働の実現に向けて—北海道での取り組みから考える」をテーマに記念講演を行いました。講演では、「24時間型社会から人間らしい労働へ」を軸としながら、講師自身が取り組んできた北海道での取り組みを紹介し、各地の運動に生かしてほしい、と提起がありました。

規制緩和と交通労働

働き方の問題のなかで最も課題になる長時間労働。なかでも顕著な問題となっているのが交通労働です。関心をもつきっかけは、トラック運転手の過労(死)問題から。規制緩和・構造改革を視野にいたした調査活動として、中小運送事業者との調査研究を実施しました。規制緩和による野放図な新規参入や増車がなぜ可能になったかを考える時、労働分野の規制の弱さが特徴としてあることが明確になると指摘しました。

非正規雇用・ワーキングプア問題

2009年に連合北海道と行った非正規雇用問題に関する共同調査では、道内で働く非正規雇用の公務員のうち、平均年収200万円未満で働く「官製ワーキングプア(働く貧困層)」が6割以上を占めていることがわかりました。この領域では、労働契約法の「改正」が行われ、5年後の大量の雇止めを許すのか、それとも無期雇用化を実現するのかの岐路に立っているとし、政策闘争と職場闘争の両論を意識することが重要と述べました。

福祉労働と社会保障制度改革

介護労働問題は08年に調査を開始。介護職員540人のうち74%が年収300万円未満にあること、10年実施の保育士調査では約5000人の保育士のうち50%が非正規職員であり、正職員並みのフルタイム勤務でも年収200万円

に満たない人が公立で73%、私立で62%になっていることがわかりました。

今、提起されている“福祉国家”を担う人が健康に働き続け

る条件づくりに「いの健」大いに役割を發揮することができると強調しました。



公契約条例と建設業、官製ワーキングプア問題

北海道における季節雇用、公共事業と建設業の調査研究についても紹介しました。6割の労働者が年収200万円未満という回答でした。また、札幌市の清掃民間委託の実態も報告。「業務量は増えても給料はあがらない。同じ仕事をしていても役所の人の半分の年収では心が折れる」との声があがっています。公契約条例の制定運動は、地域で実現できる運動として取り組みが可能であること、官製ワーキングプアをなくすことが、地域を変えていく1つの契機になると述べました。

「調査なくして運動なし」

多くの調査に取り組み、社会に問い続けている講師から、「調査なくして運動なし」と提起がありました。それぞれの地域・職場での実態をリアルにつかみ、「人間らしく働くこと」をどれだけ説得的に提示するかがカギとなっています。

講師 H P (<http://www.econ.hokkai-s-u.ac.jp/~masanori/>)
(全国センター 岡村やよい)

第8回地方センター交流集会

日 時 2013年2月10日(日)13時30分～11日(月・祝)12時(予定)
 会 場 岡山県/倉敷労働会館(倉敷駅より徒歩15分) ☎ 086-425-0873
 規 模 50人
 企 画(予定) ・シンポ「パワハラ対策といの健・労組の役割」
 ・パワハラ・メンタル問題の活動交流
 ・地方センターの活動交流
 宿 泊 先 倉敷ステーションホテル(6500円) ☎ 086-425-2525 *倉敷駅より徒歩3分
 (交流会を予定しています)
 申 込 先 「いの健」全国センター事務局 ☎ 03-5842-5601
 *未結成の県からの参加大歓迎です。



「安全衛生委員会生かし、職場環境向上へ」

日赤医療センターは、都内にある急性期病院です。職員数は1564人(常勤)、その2/3は看護師です。労働組合組織率は5%弱、全日赤加盟の組合です。

労働組合は、2003年以降、職場の労働条件改善には安全衛生委員会活動が重要であるという認識にたち、「安全衛生委員に労働組合員を任命すること」を独自要求にかかげ、07年に2人の組合員が安全衛生委員として任命されました。労働者側委員として、試行錯誤しながら、おもにメンタルヘルスに関する活動を担ってきました。

活動推進のため、ワーキンググループを設置

07年当時、安全衛生委員会では、職員検診の内容の充実、受診率向上、職場巡視の試行、禁煙について検討されていましたが、委員のほとんどは安全衛生法を理解していない状況で、委員会運営に消極的な印象でした。

08年、委員会活動推進のため、ワーキンググループを提案。①健康診断、②感染症健診、③有機溶剤・特定化学物質取扱い健診、④電離放射線健康診断、⑤VDT健診、⑥メンタルヘルス、⑦過重労働対策、⑧職場巡視、⑨禁煙管理の9つのグループが設置されました。

メンタルヘルス講演会を企画

08年は、メンタルヘルス対策推進のため、厚労省「こころの健康問題により休職した労働者の職場復帰の手引き」などを学習し、4つのケアに着目した活動を始めました。また、「職場復帰の手引き」を作成しました。

09年には講演会を実施。①メンタルヘルス学習会(講師：日赤医療センター臨床心理士/58人参加)②「役に立つメンタルヘルスの知識」(講師：日赤医療センター・メンタルヘルス科診療部長/48人参加)。「安全衛生委員会ニュース」にて、メンタル不全やパワハラについての内容をとりあげることも始めました。

10年1月に新病院に移転。この年も、講演会を実施しました。①「えっ、私が?!」「えっ、俺が?!～パワハラの加害者にならないための心得～」(講師：日赤医療センター・メンタルヘルス科診療部長/51人参加)②「ストレスとうまくつきあう方法」(講師：日赤医療センター・非常勤臨床心理士/23人参加)でした。職場復帰検討会も試行し始めました。

安全衛生委員会の半数が労働者代表に

11年には、労働者代表(労組現書記長)が立候補し任命されました。ここで安全衛生委員会は本来労働者委員と使用者側委員半数で構成されるべきであると指摘、労働者代表が半数任命されるようになりました。

講演会企画も外部講師をお願いするようになりました。①「パワハラのない職場づくり」(講師：東京大学パワハラ相談所・臨床心理士矢野ゆき先生。53人参加)

②「夜勤と慢性疲労」(講師：慢性疲労研究センター・佐々木司氏/57人参加)

また、組合員Aさんがパワハラによるメンタル不全となり相談を受け休職、職場復帰に向けてのサポートも開始されました。休職1年目ナース(うつ状態)からも相談を受け、労組加入をすすめ、安全衛生委員としてもサポートが始まっています。

パワハラ検討委員会を設置

12年は、厚労省から「職場のいじめ、嫌がらせ問題に関する円卓会議報告」がだされたこと、さらに新人看護師より、パワハラについての相談を受けたことにより、パワハラ問題が取り組まれています。

講演会企画では、①「パワハラのない職場を目指して～判例に学ぼう～」(講師：川人博弁護士/63人参加)を実施。11月には「医療従事者のメンタルヘルスセルフケアの重要性」(仮題)を予定しています。

12年度からは委員に組合員の保健師が任命され、組合員3人が委員となりました。

休職中のAさんへ職場復帰に向けたサポートでは、病院として初めて「職場復帰検討会」を正式におこない、幹部会議でも「職場復帰検討会」が承認されました。

また、今年度病院として「パワハラ検討委員会」が立ち上がり、パワハラ防止規定が策定される見込みとなっています。委員会として、パワハラ防止カード(携帯用)の作成も企画提案中です。

活動を推進するのは労働者自身—今後の課題

この6年、試行錯誤しながら、安全衛生委員としておもにメンタルヘルス対策への活動を進めてきました。私が安全衛生委員会活動に関心を持ったきっかけは、06年に行われた日本医労連主催の「第1回全国安全衛生活動交流集会」でした。安全衛生委員会活動は労働組合活動とほぼ一致するのではないかと、私たち労働者が健康で働き続けるためには、労働条件、労働環境改善が優先されなければならないことを痛感しました。

「安全衛生法」について学習することの重要性を再認識し、活動を推進するのは労働者自身であること、小さなことからでも、委員会に提案すること、そのよりどころは、「安全衛生法」や厚労省の指針などであること。それらを活用しながら、具体的な対策やシステムを構築していくことが重要であると実感しています。

まだまだ問題点は山積みですが、今後も民主的な委員会運営をめざし、職場復帰の手引きの積極的活用、職場復帰検討会の適正な役割遂行、パワハラ防止対策の推進など、労働者の目線に立って活動していきたいと思えます。

(全日赤・日赤医療センター第1労組 高橋多鶴子)

各地・各団体のとりくみ

北海道

まともな労働を取り戻そう
第10回北海道セミナー



10月27日～28日、北海道セミナーが函館市で開催されました。

函館は1998年から「いのちと健康を守る道南健康共同センター」が出稼ぎ者の健康相談会を開催し、現在もじん肺・アスベスト、振動障害などの相談会を行っています。また、道南勤医協稜北クリニックでは労災医療が柱となっており、トンネル工事や炭鉱に働いていた人たちが通院しています。北海道セミナーが始まって10回目を迎え、初めて多くの実績を持つ函館での開催となりました。

テーマは「まともな労働を取り戻そう」で、川村雅則氏（北海学園大学准教授）が記念講演を行い、畑中恒人氏（道南勤医協・医師）が「なぜ道南に振動病・じん肺の患者が多いのか」の特別講演を行いました。また、長野順一氏（弁護士）が「二つの青年の過労自死事件に取り組んで」の特別報告を行いました。一日目の終了後には、夕食懇親会が行われ日頃の取り組みについて交流を深めました。

分科会は4つで「メンタル・パワハラと労安活動」「じん肺・アスベストの予防・治療と補償制度」「腰痛・上肢障害の労災認定と予防」「交通・運輸労働者の労働と健康」でした。分科会では助言者の医師・弁護士などの小講演と12件の事例報告が行われ、活発に討論されました。

参加者は「年1回のセミナー開催の意義を感じた」「道南での活動の蓄積から学んだ」などの感想が寄せられています。参加者は120人でした。

(北海道センター・佐藤誠一)

兵庫

地方センタープレ結成
学習会を開催

近畿2府4県で最後の地方センター結成に向け、11月10日（土）神戸市内にて「兵庫センター・プレ結成－学習会」を開催しました。1本目の講演は民医連・東神戸病院の千古医師（神経科）による「メンタルヘルスのケア対策」。現在の日本の自殺、うつ病、労災等に関する状況が報告され、精神疾患の原因・病態・診断による分類の詳細や、うつ病に絞っての詳しい解説、そしてうつ病の治療や対応方法のアドバイスをいただきました。後半は、厚生労働省が示しているメンタルヘルス対策の全体像を解説していただきました。質疑応答では、衛生委

員会活動の確立・強化に関すること（特に公務）などを中心に、活発に発言や意見交換がされました。2本目は京都センターの新谷事務局長による「京都センターの活動、取り組みについて」。京都は職対連といの健センターを2本立てで活動しており、さらに2年前からはNPO法人・メンタルサポート京都を立ち上げ、連携していることが報告されました。また年間の主な活動として、月刊誌を発行し200号を突破したことや、ストップ・ザ働きすぎ＝働き方見直し集会＝が8回の開催を重ねていることなどが報告されました。事務局長としての活動の心得も伝授されました。飛び入り参加の大阪労連・川辺議長からのエールもいただき、最後は結成準備委員会・事務局からの活動報告と加入の訴えで、プレ結成集会を終えました。参加者は32人でした。

(兵庫医労連・門泰之)

九州
セミナー

職場のいじめ・パワハラをなくそう
第23回九州セミナー in 長崎



11月10日・11日、長崎市・長崎大学中部講堂他で「第23回人間らしく働くための九州セミナー in 長崎」が開催されました。この運営母体となる実行委員会へ地域の労働団体、民主団体が結集して、500人を超える参加者を迎えました。分科会報告演題数も101演題となるなど、九州セミナーの運動が定着していることを実感しました。

現地長崎では、開催までの1年間で5回の学習会を開催し、毎回50人から100人の参加者による「労働者を取り巻く課題の共有化」は大きな成果となり、九州セミナー開催に向けた大きな足掛かりとなりました。

今年のセミナーの基本コンセプトを「職場のいじめ・パワハラをなくそう」とし、1日目全体会の記念講演では、首都圏青年ユニオン顧問弁護団の笹山尚人弁護士の講演「それ、パワハラです～働きやすく元気での職場を目指して」を拝聴、続くパネルディスカッションでは、「パワハラの実態と予防」をテーマに、5人の様々な立場にあるパネラーによってディスカッションを行い、参加者全員で考える取り組みとなりました。2日目は、学習講座と10の分科会で経験交流を行うなど、有意義なセミナーとなりました。

このセミナーを一緒に作り上げてきた地域組織との結びつきを大切に、長崎労健懇の運動に繋げていくことが今後の重要な課題です。

(セミナー現地実行委員会・大塚正一)

各地・各団体のとりくみ

過労死防止
基本法

若者の反応に運動の広がり実感
実行委が国会内でつどい



暉峻淑子氏の講演を聞く参加者

「増え続ける過労死・過労自殺にストップをかけたい」切実な願いで取り組み始めて1年。署名は34万を超え、マスコミにも取り上げられる運動を作り上げてきました。さらに運動を進めるために、11月20日、衆議院議員会館で「制定を実現するつどい」を開催しました。

開会あいさつは、過労死弁護団の水野幹男弁護士。5回目の集会を迎えて、確実に運動を積み上げてきたこと、署名行動でも若い人の反応が多く、運動の広がりを実感していると述べられました。しかし、職場の実態はすさまじく、最近の特徴としては、過重労働の上にパワハラなどのハラスメントが加わっている事例が多いことも報告されました。

森岡孝二実行委員長（関西大学教授）から基調報告。労働者の状況を、「働きすぎと貧困が同居している」社会、「過労死かワーキングプアかの究極の選択を迫られている」社会と特徴づけ、あらためて過労死防止基本法制定の意味を強調しました。そして、総選挙が目前になっている今、候補者に私達の活動に理解を得る活動を進めることが大切になっていると提起されました。

集会の記念講演は「“社会人”を育める社会に～基本法の制定に期待する」をテーマに暉峻淑子氏（埼玉大学名誉教授）が行いました。20年前に「ゆたかさとは何か」（岩波新書）の中で過労死を取り上げたが、問題は変わっていないことを指摘。過労死の周りには数倍の過労死予備軍があること、労働基準法による「36協定」が歯止めになっていない状況、法によってすべての企業が守るべき最低基準をつくるのが重要になっていると述べました。また、過労死を止められないことは政治行政能力の欠如を示していること、国際的にみても、日本社会への信頼性を失わせていると指摘しました。

今集会で初めての試みの企画は、落語「エンマの怒り」。桂福車師匠が演じました。地獄の入口で亡者の行先を決める2匹の赤鬼、青鬼にエンマ様は「過労死専門窓口主任」を命じます。次々にやってくる過労死の亡者。あまりの忙しさに赤鬼も青くなり、青鬼は精神疾患になってしまいます。最後にエンマ大王も基本法制定を訴えました。集会のテーマにぴったりの熱演に会場は大いに盛り

上がりました。

多くの遺族からの訴え、賛同者からの報告を含め、法制定をめざして活動をさらに進める力となる集会となりました。191人が参加しました。

（全国センター 岡村やよい）

福岡

「在職時の健診で、訴えられないことはありえる」
振動病障害の不支給決定取り消し

田川労働基準監督署（福岡県）から振動障害の不支給決定を受けた富永明さんが決定取消を求め提訴した裁判で、10月3日福岡地裁は、不支給処分取り消しの判決を言い渡しました（写真）。さらに、全国からの「控訴するな」の要請



の力で控訴を国は断念。福岡地裁の判決が確定しました。

富永さんは1997年1月から2007年7月までトンネル坑夫として建設現場で働いてきました。出稼ぎに出たのは47歳になってから。1年後からしびれや痛みなど症状が始め徐々に悪化。しかし就労できなくなる恐れから健康診断で訴えることもなく働き続けました。

退職後、熊本市・くわみず病院で振動障害と診断され、田川労基署に労災請求しました。同署は、「在職時健診で異常無し。退職後に症状が出るはずがない」と熊本労災病院に受診命令。熊本労災病院では検査結果がくわみず病院と類似していたにもかかわらず、「末梢循環障害と末梢神経障害の異常あり。運動機能障害なし」と診断。監督署は労災病院の診断を採用し不支給を決定。審査請求、再審査請求も棄却されやむなく提訴しました。

法廷で、国は企業の言い分を鵜呑みにし、「障害をきたす曝露は受けていない」などと主張しました。証人に立った熊本労災病院の医師は十数人の振動病患者しか診ていないことを明らかにし、判定基準について独自の見解を示しました。一方、主治医の積医師は「百数十人を超える患者を診ている。診断には確信を持っている」と証言しました。

判決は、林業災害防止協会等の各種の判定基準に照らしても、くわみず病院や熊本労災病院の診断結果を照らしても「3障害のいずれも認められる。原告が在職時に症状を訴えなかったのは就労を拒否される恐れが予想されるので申告しないことはありえる」と言及しています。

宣伝活動や4800通を超える「要請はがき」など、法廷内外での取り組みが大きな役割を果たしました。富永さんは「本当にうれしい。安心して療養に専念できる。症状のあるものはきちんと救済してほしい」と語っています。

（建交労九州支部 緒方徹治）

各地・各団体のとりくみ

じん肺
キャラバン

**じん肺・アスベストの被害根絶を
第23回なくせじん肺全国キャラバン東京集結行動**



8ブロックから集結

第23回となる「なくせじん肺全国キャラバン」は、10月1日から全国8ブロックで一斉に開始され、全都道府県で行動を積み重ね、17日正午に厚労省前に集結しました。厚労省前では、全国各地から約300人が結集し、1時間にわたって厚労省・環境省前での集結行動を行いました。

集会では、キャラバン実行委員会の代表委員、東京地評の伊藤潤一議長と「いの健」全国センターの福地保馬理事長から、激励のあいさつ。引き続き、国を相手にたたかっている大阪泉南アスベスト、首都圏建設アスベストの報告と各地の原告団からの決意表明がありました。

集結行動に先立ち、17日午前には厚労省への要請行動を30人の要請団で行いました。一人親方に対するじん肺健康管理手帳の交付の実現、東日本大震災被災地におけるマスク着用の実現などを強く要請し、改善に向けた努力は約束させました。

300人を超える参加で集結・院内集会

17日午後、300人を超える参加者で、衆議院議員会館内で集結・院内集会が開かれました。12人の議員が参加、原告らへの激励、トンネルじん肺救済法の成立に向けた決意、アスベスト被害救済の改善に向けた決意などの挨拶をいただきました。70人の秘書も参加しました。

キャラバン報告では4ブロックから行動報告を受けました。山場を迎えているトンネルじん肺救済法については、水口弁護団事務局長の現状報告と船山原告団長、山崎家族会会長が決意表明。12月5日に東京地裁判決を迎える首都圏建設アスベスト統一本部の清水事務局長から、たたかひの現状と決意表明がありました。

集会では、23年前に全国じん肺キャラバンを始めたきっかけとなった長崎北松じん肺の原告、故谷村静野さんの娘さん、服部道子さんのメッセージが深堀弁護士から紹介されました。16年間に及んだ長崎北松じん肺のたたかひでの母親への思いや苦労を語られ、またご自身が難病で闘病生活を送る中、50歳で高校に進学、57歳で大学進学、大学院では長崎北松じん肺の論文を執筆したことなどが語られました。岩城弁護士からは、1979年に提訴

し不当な福岡高裁高石判決によって多くの時効棄却者を出しながら、最高裁、差戻審まで、原告・弁護団と全国の支援が一体となってたたかひたつた長崎北松じん肺のたたかひ、成果が現在まで受け継がれているとの報告がありました。

最後に、大阪泉南アスベスト国賠の原告の川崎さん、首都圏建設アスベストの宮島原告団長から、決意表明を受けました。

請願署名32,000筆を提出

18日午前中は、4コースに分かれた行動が取り組まれ、環境省要請と日鉄鉱業・三井金属・三菱重工の各加害企業に対する社前行動と要請行動が行われました。正午からは、国会請願デモに600人が参加(写真)。請願署名は32,000筆集まり、議面に対応していただいた日本共産党議員団に対して12,000筆ずつ提出し、24日には社会民主党に8,000筆を提出しました。

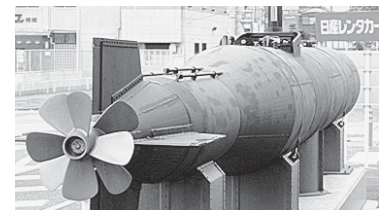
(全国じん肺弁護団事務局長 鈴木剛)

広島

秋のウォーク

「島を歩くシリーズV」大津島を歩く

11月10日、いの健康ウォーキングは「健康ウォーキング」を行ないました。今回は5回目の「島を歩くシリーズ」。徳山湾の10km沖にある大津島を歩きました。たてながの島で南北10km程度の小さい島です。この島には戦争につながる歴史があります。海の特攻隊・人間魚雷回天の訓練基地があった島です。魚雷を改造して人間が乗り込み人間ごと敵艦に体当たりして爆破するというものです。現在の自爆テロ攻撃です。想像するだけで心が痛みます。



映画に使用された回天レプリカ

フェリーに乗って30分で、海水浴場近くの刈尾港に着きました。そこから回天の関連施設のある馬島地区にむかいます。ほぼ5kmのみちのりです。最初は、集落を高潮から守るための防潮堤に風景が阻まれますが、それをすぎると美しい瀬戸内の風景が現れました。ちょうど1時間で、馬島地区のふれあいセンターに到着しました。そこで昼食です。

昼食の前後に、福島原発で働いていた労働者の問題について報告し、「いの健」広島の活動について紹介しました。昼食のあと、回天記念館を訪ねました。記念館には、無惨に散った青年の写真が壁一面に飾られています。胸に迫るものがあります。魚雷発射訓練場も訪れました。参加者は「回天のことが知れて、とてもよかった」「侵略戦争だったのに、『国のために』と思わされて死んでいった青年がむごい」などの感想が寄せられました。ともかく、健康ばんざいの日を楽しみました。

(広島センター 重村幸司)



東日本大震災から1年半。石巻市の瓦礫処理現状を視察

～北九州労健連～

北九州労健連は、9月29日から30日にかけて宮城県石巻市の震災後の状況視察を14人で実施しました。

進まない復興、瓦礫処理は

大震災から一年半が過ぎた石巻市工業港にある広大な瓦礫集積場（二次集積場）は、今でも高さ10m程度、内部発酵熱による発火防止のために瓦礫の山にはガス抜き煙突が配置されており、周辺には鼻をつく異臭が漂っていました。

津波による土砂や木・コンクリート・金属くずなどの瓦礫の処理の現状は、広域合併により自前の処理場がないので、その処理方法を国と宮城県に任せる丸投げ方式で行われ、瓦礫は大まかな分別収集もされず、一次集積場にごちゃ混ぜに積み上げられたようで、その瓦礫の処理を環境省とスーパーゼネコンが話し合っって割り振りを決めたようです。あらためて、災害・防災の観点からも自治体の公務労働の重要性が感じられました。

瓦礫を処理する人たちは

震災直後に市内各所の一次集積場に積み上げられた瓦礫を、掘削ショベルカーでダンプカーに積み二次集積場へ。さらに人間による手選別場へ運ばれ、サイズ別の選別ラインで可燃物（紙・布・廃プラ・木材など）、不燃物（金属・鉄類）、ビン・カン、石膏ボード、石綿、危険物等に分類選別するようになっていますが、ごちゃ混ぜにされた瓦礫の中にあるアスベスト（石膏ボード、石綿）に注意して選別することは不可能な状況です。

瓦礫処理に関わる人たちへの、アスベストに関する安全教育が改めて必要性を増していると思いました。瓦礫の積み込み作業から選別処理に関わるすべての労働者にアスベスト被害への安全教育、作業時にD2マスクを必ず着用させることを徹底させるなど事業主への指導の必



石巻市工業港の瓦礫集積場

要性を痛感しました。

瓦礫量は当初の1/3以下に

瓦礫量が過大に見積もられ、処理方法や入札参加資格から地元業者が除外され、スーパーゼネコンに丸投げする広域焼却方針が国により進められました。

しかし、瓦礫総量は当初見積もりの64%程度に減っています。9月から5基の仮設焼却炉が稼働し焼却能力が500t/日となり、2014年3月までの処理完了に向けて、わざわざ高い輸送費（49,492円/ト）を出して北九州市で焼却する必要はなくなっていると言えます。

一刻も早い瓦礫の処理は言うまでもありませんが、宮城県内の29基の焼却施設で処理する方が雇用の面からも合理的ではないかと考えさせられます。

遅れている被災者の生活再建

進まない生活の再建を目の当たりにして、あらためて、いま急がれているのは、被災者の生活再建を支援すること、復興予算は被災者、被災地に目を向けた生活再建を最優先にすべきことを痛感しました。

（北九州労健連 永野忠幸）

シリーズ 相談室だより (70)

バッテリー解体回収職場・鉛中毒労災の検証

鉛中毒予防規則は事業者には、雇入れ時及び配置換えの時、6カ月毎に1回、鉛業務又はこれらの清掃に従事する者の血液と尿検査を義務付けています。(53条)

さらに「健康診断結果報告(55条)」において「遅滞なく、労働基準監督署長に報告書を提出しなければならない」としています。

発症の原因は、直接的には職場の環境管理と設備に不備があったことです。しかし、鉛健康診断が守られ、チェック機能(55条)が働いていたなら鉛中毒の予防はできたはずで

この職場で5人が鉛中毒と労災認定された過程を検証する交渉が3回もたれました。前回の交渉時は、「労災

認定3基準(血液・尿中濃度)クリアと要治療の認定要件は変更されていない」と答弁(6/15)。この規定に当てはまらなかった4人が労災認定された説明を今回(10/31)回答。初診検査(H21.1.23)前の鉛売上高のピーク時を業務量に比例させて健康への影響を考慮して、血液と尿中の数値が高めであったと判断を下した旨説明がありました。

また、労災行政で改善を求める要請書を本庁(厚労省)へ提出する点で確認しました。

①「復命書」の公開を労基署は、最高裁決定に従い認定請求者に速やかに提出すること、②行政保有個人情報開示にあたっては、法の下での平等の立場から黒塗り部分の理由は見直すこと。以上を確認しました。

(山口県労安センター 田村 務)

インフォメーション

原点に立ち返った安全対策の再構築を

—あいつぐ化学工場の爆発災害と安全対策—

今年に入っても労働災害が増え、3年連続で労働災害が増加する中で、化学工場での爆発事故があいついでいます。化学工場で死者が出る重大事故は、2007年に三菱化学の鹿島事業所（茨城県）労働者4人が死亡した爆発火災以来しばらくありませんでした。ところが昨年11月東ソーの南陽事業所（山口県）で塩化ビニールの原料プラントで爆発が起き（死亡1人）、さらに今年に入って、4月24日三井化学岩国大竹工場のタイヤ接着剤の原料プラントで爆発、死亡1人、近隣住宅への損傷と25人が負傷するという大事故が発生しました。

こうした三井化学の4月の爆発事故の問題がさめやらぬ9月、兵庫県の日本触媒姫路製造所で紙おむつの吸水材のもとになるアクリル酸のタンクが爆発、消防隊員1人が死亡、36人が負傷するという爆発事故が発生しました。これによって紙おむつの減産が余儀なくされました。また、日本触媒では、スマホのフィルム添加剤を生産しており、スマホ向けの供給ができなくなっていました。

ベテランが退職、現場の対応力に欠陥

こうした災害は日常的な安全衛生管理体制と職場点検がおろそかにされていることが原因としてありますが、実際に工場の安全を担当してきたベテランが次々に退職したことが原因と指摘されています。

さきの昨年11月の東ソーと今年4月の三井化学の事故を調べた岡山大学の鈴木和彦教授（システム安全工学）は、「設備を知り尽くしたベテランが次々と退職し、トラブル時の対応力が落ちている」と指摘しています。（「朝日新聞」2012年10月11日付）

こうした安全管理は日頃から、目、耳、鼻、口などの五感によって経験から異常を感じとり、緊急の対策に結びつけることが重要です。これらの事故を受けて、日本化学工業協会の高橋恭平氏（昭和電工会長）は、「現場担当者だけではなく、主任、課長も含めたチーム全員が毎日何回も担当する設備を巡回し、正常かどうかを感覚で判断することだ」と述べています。（「日刊工業新聞」2012年10月8日付）

1974年には、化学工場安全対策会議が提言

化学工場の爆発災害は1973年に各地のコンビナートであいついで発生しました。

この年には東亜ペイント、出光石油徳山チッソ化学五井工場、日石川崎浮島工場、信越化学直江津工場、旭電化鹿島工場など名だたる大手企業であいついで爆発事故を起こしました。中でもチッソ五井工場では、それによって77日間の操業停止処分を受け、プラントの復旧費だけで100億円の損害を超えたとされる大事故でした。

こうした事態に対し、当時の労働省は専門家による「化学工場安全対策会議」を開催し、1974年2月に次のように提言しました。

①災害の多くは、夜間又は休日に発生しており、化学プラントの安全管理体制に欠陥がある。工場の安全担当部門が弱体で、安全対策が惰性になっている。監督者の責任と権限を明確にし、作業全般に精通した管理者を置いて、夜間、休日の管理体制を確立する。

②作業者が十分理解し、かつ実行しうる作業基準を作成、教育訓練を通じ徹底させる、作業基準は非定常時の作業、異常時の措置についても作成する。

③事故発生が、作業者の誤動作や不完全な操作、制御機器の故障などに起因するものが多い。これらによって誘引される異常状態に対応した安全装置を設置する。バルブ類は誤動作を生じないように、位置、形状、照明等について、人間工学的配慮を払い、誤動作にもダブルチェックができるようにする。

④安全操業が確保できるよう、連続勤務などによる長時間勤務にならないようにする。

以上、安全対策の「本質安全化」にもとづく提言がされたのでした。

この提言を受けて、労働省は、1974年5月安全衛生規則を改正、安全管理者の配置の強化を義務づけました。

昨年から発生した化学工場の爆発災害は、この提言の実行がおろそかになっていることに他なりません。提言に指摘された安全対策を日常的に徹底することが重要です。3年連続の労働災害の増加はこうした安全対策と安全衛生委員会の機能強化がおざなりになっていることを示しています。再度、原点に立ち返った安全対策の構築が全事業場で強く求められます。

高齢者の雇用継続と労働基準監督官の増員が必要

以上のような災害を見た時、あいつぐベテランの退職も大きな原因となっていることが分かります。リストラによって安全を担う高齢者が退職することのないよう、事業者と労働組合は徹底して取り組むことが必要です。

同時に監督行政を担う労働基準監督官の増員が必要です。公務員削減攻撃の中、監督官も多く削減されていると聞いています。これでは安全は図れません。労働組合が団結して監督官の削減攻撃をやめるよう要求しましょう。

福島第1原発事故は以上述べてきた安全対策を全く怠ったことから起こったことは周知の事実です。こうした反省の上で立て自らの職場での安全対策を徹底して行うことが求められます。

（村上剛志・東京社医研センター・元東京労働局労災防止指導員）